# 韓国の在外同胞に関する研究

義

植

孔

はじめに

り、 統領選挙と国会議員選挙の比例代表選挙権を行使できることになった。こうした韓国政府の在外同胞政策の変化によ 韓国では二〇一一年二月に在外国民の参政権を認める「在外国民投票法」が成立し、二〇一二年から在外国民の大 韓国では学界や政界などを中心に在外同胞に対する関心が高まっている。

独裁政治が続く中で、多くの「韓人」が、経済的・政治的な理由によって自発的に、あるいは非自発的に祖国を離れ ざるを得なくなった。二〇一五年現在、 を失った。その後、 一九世紀から二○世紀にかけて朝鮮半島は、近代化と産業化に失敗して政治・経済的な混乱が高まり、ついに国権 植民地支配から解放され、主権を取り戻した後にも南北分断、 海外に居住する韓人数は、 世界の一八一ヶ国に七一八万四八七二人を数える。 朝鮮戦争や軍部クーデター、 軍部

韓国の在外同胞に関する研究(孔)

この中で韓国での参政権を行使できる在外国民だけでも二六○万人にのぼる。⑵

三ヶ国を対象に、 家として五○万以上居住している中国 (二五八万五九九三人)、米国 (三三三万八九八九人)、 筆者はこうした韓人在外同胞の増大と韓国における在外同胞への関心の高まりに注目して、 在外同胞社会の形成過程と現状を調べ、 両者間の関連性を探ってみる。 日本(八五万五七二五人) 韓人在外同 胞 が単 0) 玉

外同胞社会を特徴付けているかを分析する。 成過程における類型の違いと、 けながら形成された。 内部要因と、 いるかを探ってみる るいは自由移民といった移住の動機や要因、 している。こうしたことから、ここでは移住の自発性や非自発性、経済的理由や政治的理由、 から異なる形をしている。さらに、中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策の違いによっても異なる姿を 韓人在外同胞社会は、 地位、 在外同胞コミュニティーの性格、 当時の国際情勢、 そのため中国、 朝鮮半島における政治・経済的混乱、 中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策がどのように絡み合って現状の在 米・中・日の移住・移民政策、 米国、 つまり、 目的を基準として移住形態をいくつかに類型化してみる。それから、 日本に形成された韓人同胞社会は、 国家や民族に対する帰属意識、 移住過程の類型と中・米・日三ヶ国の対応が現状の在外同胞 対朝鮮半島政策といった外部要因の影響をそれぞれ受 国権の喪失、 南北分断、 本国との関係にどのような影響を与えて その形成時期や移住動機、 朝鮮戦争、 越境流民や契約移民あ 軍部独裁といった 目的など 形

せない作業であると思われる。 こうした研究は、 今後の課題であるそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索する上で欠か

### 一 在外同胞の用語問題

団の 人をいう。①大韓民国の国民として外国に長期滞在するか、外国で永住権を取得した人。 直系卑属として外国国籍を取得した者の中で大統領令で定める者(以下〝外国国籍同胞〟という)」。一方、在外同 者を言う。 国と法的地位に関する法律」の第二条 関する法律 血統を持つ人として外国で居住・生活している人」であると定義している。 "在外国民"という)。 の公式的な呼び方は 韓国では国を離れて外国で居住・生活している韓人の血統を持つ人々を様々な名称で呼んでいるものの、 から確認できる。 「在外同胞財団法」の第二条(定義)によると「この法律で、在外同胞、 ①大韓民国の国民として外国の永住権を取得した者あるいは永住する目的で外国に居住している者 (法律第一二五九三号)」と在外同胞問題を総括する在外同胞財団の「在外同胞財団法 ②大韓民国の国籍を保有した者(大韓民国政府樹立の前に国外へ移住した同胞を含む)あるいはその 「在外同胞」 さらに、この二つの法律は である。 (定義) によると「この法律での在外同胞とは次の各号のどちらかに該当する これは 「在外同胞」 「在外同胞」 に関する法律である「在外同胞の出 の概念を次のように定義している。 とは、 次の各号のどちらかに該当する ②国籍に関係なく韓民族の 入国と法的 (法律第一三三四八 「在外同 韓国 胞 0 地 ( 以 下 胞財 位に |政府 出

同胞 を当てて在外同胞の概念を定義して、 して韓国系外国人 両法を比較すると「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」では、 の範囲を定義している。 (外国国籍の在外同胞) さらに、 この法律では在外同胞のうち、 在外同胞の範囲をより包括的に把握している。 と区別している。 方、「在外同胞財団法」 韓国国籍を持っている者を 「国籍」や「国民」 では 「血統」 の概念を重視 「在外国民 や「民族」 して在外 に焦点

味で、 場合は主に「在日同胞」もしくは「在日僑胞」と呼ばれていて、「僑民」や「在外国民」と同じく本国での選挙権を 海外で居住するすべての韓人の血統を持つ人々を意味する包括的な概念である。 持っている。「在外同胞」とは、 居住地とは関係なく韓人の血統を持つ人全体を意味する。「僑民」と「海外僑民」は、 人であるという点では同一であるが、「僑胞」 ラ(Korean diaspora)」 海外同胞」、「僑胞」、「海外僑胞」、「僑民」、「海外僑民」、「在外国民」、「在外韓人」、「海外韓人」、「韓人ディアスポ すでに述べたように韓国では、 「在外国民」と同じ意味であり、 学問的、 日常的な使用方法や目的によって意味が少しずつ異なる。「在外同胞」 などの用語が用いられている。 韓国の国籍を持って海外で居住する人々はもちろん外国の市民権や永住権を持って 海外で居住している韓人の血統を持つ人々に対する呼び方が多様であって、 本国での選挙権が行使できる人々である。日本に居住している在日韓国 および 「海外僑胞」 「僑胞」と「同胞」 が海外で暮らす韓人であるのに対して、「同胞」 の概念は、 両方とも同じ血統を受け継ぐ韓 外国に住んでいる自 の他の呼称としては 玉 一同胞 民 人の の意 は

げている。 IJ 彼らは同じ として使用されている。 団という概念で、 ´カでは これに対して「在外韓人」、「海外韓人」とは、同一の文化と血統を共有する集団であるという意味、 固有の民族性を表すためには韓民族 「韓国系米国人(Korean American)」と呼んでいることを例として挙げている。 同じ「在外同胞」を日本では「朝鮮人」、中国では 「韓人ディアスポラ」であっても国や地域、 南北朝鮮の住民をはじめ全世界に渡って韓人の血統を受け継いだ人々とその子孫までを入れた概念 この概念を使う人々は、 (朝鮮族) 「在外同胞」という用語は全世界的に使われている普遍的 を意味する「韓人」という用語を使うべきだと主張している。 時代によってその呼び方が違うこともその理由として取り上 「朝鮮族」、 ロシアや中央アジアでは「高麗人」、アメ つまり民族 な概念で 集

民族を通称としては 胞財団の定義を採用して在外同胞の概念をより包括的に用いる。 人」、「コリアン 韓国 本稿では韓国政府の公式的な呼称である「在外同胞」という用語を採用しながら、 [人]、「高麗人」、 (Korean)」、「同胞社会」 「韓人」という用語を使いながら、 「在中同胞」、 「在日同胞」、 などの用語も便宜的に混用する。 「在日韓国・ 時代的・地域的な必要によっては、 朝鮮 さらに、 人」、「在日コリアン」、「在米同胞」、 海外での在外同胞の形成過程で登場する韓 在外同胞の概念としては在外同 「朝鮮族」、 韓国 「朝鮮人」、 |系米国

# 三 在外同胞の形成過程における類型

で日 きる。 独裁政治に反対して米国などに移住した韓人がこの例である。 配下での祖国 である。 農民らが満州 の例に当たる。三つ目は、 だったのか政治的理由だったのか、 韓 人の 本が これらの動機や要因、 つ目は、 満州 海外移 九〇三年に始まったハワイへの契約移民や一九六三年から始まった西ドイツへの鉱夫や看護師の移住がこ 地域 の独立運動 (中国の東北地域) 経済的な貧困から国境を越えた「自発的経済流民型」である。 住の動機や要因、 Ő) 開 拓 .のため韓人を集団的に移住させたことや太平洋戦争時に徴用や徴兵の形で日本に動員された 0 政治的な理由で祖国を離れた「自発的政治亡命型」である。 ため中国 目的を組み立てて移住を類型化して見ると、次のような五つの類型ができると考えられ やソ連の沿海州地域へ移住したのがこの例である。二つ目は、「自発的契約移民型 目的を大別して見ると、 越境流民だったのか契約移民だったのか自由移民だったのかに分類することがで ロシア (ソ連)、 米国へ渡った知識人や憂国志士らと、 移住が自発的だったのか非自発的だったの 四つ目は、 |非自発的動員型| 一八九〇年代に朝鮮半島の北部地 日韓合併後、 である。 一九七〇年代 か、 日本の植民地支 植民地支配下 経済的 から軍部 域の 理由

朝鮮人、 ローバル化の波に乗って日本や中国をはじめ世界各地にビジネスや留学などを目的として海外に移住したのがこの例 ムを求めて渡米した。また、一九八○年代以降、韓国で海外出国の自由が認められたことや、その後の世界的 つ目は、 それから沿海州地域から強制に中央アジア地域への集団移住された韓人(高麗人)などがこの例である。五 「自発的経済移民型」である。 一九六五年、 米国の移民法改正により韓国から多くの人々がアメリカドリー なグ

以下では中・米・日における在外同胞社会の形成過程と三ヶ国の政策や対応などを合わせて現状との関係を探って

度が高 みる。 記と居住を認めた。このような流れのなかで中国に移住した韓人は一八九四年には約六万五千人に上り、一九〇七年 飢饉が発生して、平安北道や咸慶北道に居住していた韓人の一部が、当時の中国の「封禁令」を無視して中国 民貿易地方章程」を締結して交易を奨励した。さらに、一八八五年には琿春に「招墾総局」を設けて韓人の戸籍の登 にあたる。 した。一八八一年に 地方に入り稲作などの農業を行い始めた。 中国に韓人が流入し始めたのは、十九世紀の半ばごろからであった。一八六九年、中国に韓人が流入し始めたのは、十九世紀の半ばごろからであった。 (一) 形成過程 い山東・河北・河南地域から東北地域への人口移動を目的にこの地域を開放し、韓人の集団移住も行うことに 几 在中同胞の形成過程及び現状との関係 「封禁令」が解除し、 この地域での韓人の越境耕作を最初のうち禁止・統制した清朝は 一八八三年には清朝の吉林と朝鮮との貿易協定の一環として「吉林朝鮮商 朝鮮の北部地方で凶作による大 人口密 の東北

在外同胞総計

には七万一千人を数えることになった。(10)

この時期まで多くの韓人は、

朝鮮政府

の無能や自然災害

年度別地域別		2009年	2011年	2013年	2015年	百分率 (%)	増減率 (%)
東北	日本	912,655	913,097	893,129	855,725	11.91	-4.19
北アジ	中国	2,336,771	2,704,994	2,573,928	2,585,993	35.99	0.47
ア	小計	3,249,426	3,618,091	3,467,057	3,441,718	47.09	-0.73
南アジア太平洋		461,127	453,420	485,836	510,633	7.11	5.10
	米国	2,101,283	2,075,590	2,091,432	2,238,989	31.16	7.06
北米	カナダ	223,322	231,491	205,993	224,054	3.12	8.77
//-	小計	2,325,605	2,307,082	2,297,425	2,463,043	34.28	7.21
中南米		107,029	112,980	111,156	105,243	1.46	-5.32
ヨーロッパ		655,843	656,707	614,847	627,089	8.73	1.83
アフリカ		9,577	11,072	10,548	11,583	0.16	9.81
中東		13,999	16,302	25,048	25,563	0.36	2.06
総計		6,822,606	7,175,654	7,012,917	7,184,872	100	2.45

らに、

朝鮮合併後、

九一八年まで行われた朝鮮総督府

0

ソ連領の沿海州地方に移住した。さ

国の東北地方や上海、

参照:韓国外交部ホームページ(2015年在外同胞状況)

が締結され、

本の事実上の保護国になった。すると、これに反対する日

朝鮮王朝の外交権が日本に奪われ、

本への抵抗を志した知識人をはじめとする多くの韓人が中

王朝

(大韓帝国)

との間で「第二次日韓協約」

(乙巳條

約

朝鮮が日

民地政策に大きく関わっている。

一九〇五年、

日本と朝鮮

九一〇年以降の韓人の中国移住は、

日

本の朝鮮合併と植

による貧困から逃れる形で中国との国境を越えた。その後、

族教育を行った。 組織して反日啓蒙運動を展開するとともに学校を建てて民 地 O移住した。これにより一九一〇年に二二万であった中 域に移住した韓人らは土地を購入して町を作り、 韓人の数は、 一九三○年には六○万人に増加した。 この時期の韓人の中国移住は経済的な要 住民を この

土地整理事業により土地の所有権を喪失した農民が中国に

国内

匹 九 (四九)

因だけでなく、 政治的な要因によるものも多く、 その結果、この地域の韓人社会は抗日独立運動の本拠地化となって

いった。

的 九四五年には約二一〇万人の韓人が居住していた。 九三九年には東北地域に一万三四五一の韓人の町が形成された。その後も中国に移住する韓人が増え続け、(空) 非自発的にこの地域に移住した。その結果、 九三一年、 満州事変を引き起こした日本は、 一九三三年には延辺地区に一万四七三三世帯の韓人農家が移り住み、 満州地域に日本人や朝鮮人の移住を計画して、多くの人々が自発

と認め、 立され、 国人民義勇軍として参戦して通訳、 後の国共内戦では毛沢東の共産党を支持し、人民解放軍と「東北連軍」を編成して、いわゆる「解放戦争」に参戦 国共内戦、それに朝鮮戦争での功績が認められ、一九四九年には少数民族の民族大学としては初の延辺大学が設 中国 九四五年、 教育の中心地になっている。 土地改革などでも差別をしなかったからであった。その後、一九五○年に勃発した朝鮮戦争では、 一九五二年には延辺に朝鮮族自治州が成立した。 |の韓人が共産党に味方したのは、 日中戦争が終わるまで中国にいた多くの韓人は中国の対日戦争に協力して日本と戦った。また、 従軍工作隊、 国民党が韓人を差別して帰国を促したのに対して共産党は韓人を少数民族 看護師、 自治州の州都になった延吉は中国に居住する韓人の経済 運送隊、 担架隊として活躍をした。このような対日 韓人が中 |戦争

ともあった。特に、文化大革命期には民族教育をはじめ、 (一九五八年から)、 その後、 中国 0 文化大革命(一九六八年から)に至る変革期に、 朝鮮族は、 毛沢東の一人支配体制の強化過程で起こった反右派闘争 朝鮮語や風習、 共産党から迫害を受けるなど危機にさらされたこ 習慣などが無視され、 (一九五六年から)、 韓人の指導者が外国 大躍進 運動

### 中国居住在外同胞数

(単位:人)

けた。

この過程で朝鮮族の

知識人や学者、

技術者が北朝鮮に

0)

スパイなどの罪に問われ犠牲になるなど、多くの被害を受

亡命することもあったが、

を取り戻した。

		在外	外国国籍	総計					
	永住権者	一般滯留者	留学生	計	(市民権者)	形心百1			
瀋陽 (領)		34,565	9,853	44,400	1,607,500	1,651,900			
北京 (大)		76,250	23,237	99,487	182,794	282,281			
青島(領)		75,041	7,376	82,417	210,125	292,542			
広州 (領)		69,341	2,420	71,761	115,831	187,592			
上海 (領)	63	37,217	10,225	47,505	86,091	133,596			
香港 (領)	5,508	6,164	1,143	12,815		12,815			
成都 (領)	_	3,200	950	4,150	5,030	9,180			
西安 (領)		3,178	1,203	4,382	3,880	8,262			
武漢 (領)	_	701	1,731	2,432	5,393	7,825			
総計 (領)	5,572	305,657	58,120	369,349	2,216,644	2,585,993			

(大):大使館 (領):領事館

参照:韓国外交部ホームページ(2015年在外同胞状況)

きなかった。

中

玉

0)

朝鮮族は北朝鮮を祖国と思い

北朝鮮との交流しかで

前までは中国と韓国との関係は敵対関係にあったことから、

九九二年に中国と韓国が国交を正常化する

文化大革命が収まってからは安定

### 現状及び形成過程との関係

民 ば、 としての法的地位が得られた。 建設過程に積極的に参加することにより、 には迫害を受けたことはあったもの により形成された在中同胞社会は、 よって形成された後、 在 が 更 主 加わる形で形成されている。 12 同胞社会を在外同胞の形成過程での特徴から分類すれ 「自発的経済流民」と一部の 九九〇年代以降に そのため中 文化大革命時など一 Ó, 主に「自 社会主義中 「非自発的動員」に 早くから中国 国 「自発的経済 0) 発的経済流民」 朝鮮 族は 国 O中国 時的 公民 玉 家 移

革開放後の社会経済的発展の結果得られた経済的繁栄がその背景にあると言われている。 りながら民族自治を認める中国の少数民族政策も彼らの国家帰属意識を高める要因になったと思われる。 中国が彼らを中国公民として法的地位を認めたことが大きいと思われる。さらに、民族固有の歴史や伝統、文化を守 覚を強く意識している背景には、 人としての国家帰属意識が強く、 朝鮮族の中国公民意識の高まりは、 国家に対する忠誠度も高い。 経済流民から始まったものの、 朝鮮半島あるいは韓人というものの否定の上に成立しているというよりも、 中国朝鮮族が中国社会に溶け込んで中国人としての自 自らの意思によって自発的に中国へ入ったことや、 最近

ある が一番低く、生活水準も比較的高い。 鮮語と漢字を併記している。 一%が内モンゴル、 民族の中で一二番目に多く、主に吉林省 (六二・四%)、 在中同胞は、 「長白朝鮮族自治県」、 中国の少数民族政策により集団を成して居住している。 河北省、 それに四級行政機関である四五の「自治郷」で構成されている。 北京などに散在している。 朝鮮族の自治行政機関は、二級行政機関である「延辺朝鮮族自治州」と三級行政機関で 黒龍江省(二四・四%)、遼寧省(一一・二%)に居住しており、 自治州の公用語は朝鮮語(ハングル)であり、 中国に居住する朝鮮族の人口は、 少数民族の中で文盲率 看板などは朝 Ŧi. 五の少数

との交流関係は、 した時、 国進出過程で仲介者の役割を担った。 北朝鮮寄りの朝鮮族社会に大きな変化をもたらした。 国朝鮮族社会に変化をもたらしたのが 韓国 一企業に雇われ、 韓国 の経済発展をバックとして著しく拡大していった。 韓国企業の中国定着をサポートした。 一九九〇年以降、 一九九二年の中韓国交正常化であった。 長い間東西冷戦体制下で断絶されていた中国朝鮮族社会と韓国 多くの韓国企業が瀋陽、 韓国企業の中国進出を皮切りにして、中国でのビ 中韓国交正常化後、 青島、 一九九二年の中韓の国交正常化は 広州、 上海、 朝鮮族は韓国 北京などに進出 企業の中

どの担ぎ屋を手始めに、 韓国には 古車販売、 韓国に労働力を提供して、 ジネスや留学などを目的とする韓国人(中国では「新鮮族」と呼ぶ)の中国入りが盛んになった。一方、 「在外同胞法」により韓国籍を回復した人を入れれば七五万から八○万人が滞在しているといわれている。 ⑸ スーパ 1 マーケット、 次第に労働市場に参入し、いわゆる「三K業種」を支えていた。 韓国の経済発展に寄与している。 人材派遣会社などを営み、 中国朝鮮族は、 様々な分野で韓国経済を支えている。 韓国を訪問して中国産の漢方薬を売るな 最近は旅行社、 二〇一五年現在 中国朝 飲食業、 解族は

はないという趣旨の発言をしたことがこうした事情をよく物語っている。(望) 減っているだけでなく、 するとの発言に対して、 武成代表が行った、深刻化している韓国の少子高齢化問題を解決するために中国朝鮮族を積極的に受け入れるべきと 合は二七%にすぎなく、 長に伴う朝鮮族の中国化により、 方、 沿岸地 域の大都会への人口流出と韓国への出稼ぎ労働者の増加に伴う継続的な人口 自治州構成要件である三○%を下回っている。二○一六年一月、(3) 中国の大都市に進出する朝鮮族の人口の増加により、 朝鮮族団体の幹部が、すでに韓国には五○万人以上の朝鮮族が入っていて朝鮮族 朝鮮族社会は解体の危機にさらされている。 現在、 朝鮮族がこれ以上韓国に移住する動因 朝鮮族自治州の朝鮮族住民の割 韓国の与党・セヌリ党の金 の減少と、 中国 0 の経済成 人口が

ることから、 国家帰属意識もプライドも高い。 北京や上海などの大都会に出ている若い朝鮮族においては、 すでに述べたように中国朝鮮族は中華人民共和国の建国とともに中国人の一員と認められ、 |朝鮮族のアイデンティティは、 二重の文化や心理構造を持っている。 同時に、 韓人としての民族帰属意識と中国公民としての国家帰属意識を同 彼らは韓人という少数民族として固有の言語や歴史、 一方、 延辺自治州などの東北三省に居住している朝鮮族とは違っ 民族帰属意識がますます薄れていくのが現状である。 伝統を守り続けてい 中国公民としての 時に共有して

くなっている。こうした中、 胞財団の分類によれば、 持と発展のため力を入れている。一方、 の有機的な協力体制の構築を目指した「全国朝鮮族社会団体事業フォーラム」を開催するなど、 族女性協会」、「黒龍江省朝鮮族商工会」などが代表的な団体である。二〇一三年一一月には、 国朝鮮族企業家協会」、「吉林省文連民俗学会」、「大連朝鮮族文化芸術促進会」「延辺青少年文化振興会」、「長春朝鮮 朝鮮族の中には自分たちが の歴史と文化の継承などを目的とする様々な団体を組織して活動している。例えば、「中国朝鮮族民族史学会」、「中 北京などの大都会に進出した人が多いことから、こうした地域を中心に韓人会を組織して活動している。 現在中国には一二〇余りの韓人団体が結成されている。 「中華民族」であると考える人々が増え続けている。それは、 中国の朝鮮族は、 中韓国交正常化以降に中国に入った新韓人(新鮮族) ますます薄れていく民族帰属意識を守り、 若い世代になるにつれて多 朝鮮族の結束と発展、 らは、 地域ごとの朝鮮族団体 中国朝鮮族 青島、 瀋陽、 社会の維 在外同 民族 上

から、 動している。一九九〇年代から中国に進出した新韓人が中心になって結成されたコミュニティーと既存の朝鮮族コ(ミミ) 韓国社会と在中同胞社会の隔たりを乗り越えるのが簡単ではないことを物語っている。 ミュニティー 会員の親睦と情報交換、 韓人会のメンバーは主に、中国で企業などを経営する企業家や自営業を営んでいる人などが中心となって結成され、 共同事業やイベントなどを行う段階までは至っていないのが現状である。これは、(፡3) とは、 儀礼的 権益伸長と保護、 形式的な交流が行われているものの、 福祉向上、 地域経済発展、 同じ韓人でありながらも国籍も価値観も違うこと 韓中の友好協力関係の拡大などを目的として活 四〇年以上断絶されていた

### (一) 形成過程

港を出発して、一九〇三年一月にハワイに到着した。朝鮮政府は「綏民院」を設置して移民事務を担当させた。 たハワイへの労働移民であった。当時、 配から解放されるまで米国で祖国の独立運動を展開した。 年に渡米した李承晩は後に韓国の初代大統領になった)。この時期に米国に渡った知識人らは、 米国に渡った韓人は、 ワイのサトウキビ農場に朝鮮人を送ることとなり、 韓人が米国に渡るようになったのは、 国権を失いつつある祖国の未来を救う方策を求めて渡米した一部の知識人であった(一九〇 米国の駐朝鮮公使であったアレン公使の勧誘により労働力が不足していたハ 一八八二年に「米朝修好通商条約」 一九〇二年一二月に最初の移民者一〇二人が濟物浦 韓人の米国への最初の集団移住は、 が締結されたからであった。 朝鮮半島が日本の植民地支 一九〇三年から始まっ (現在の仁川 この時期に 깿

禁止した一九二四年まで続き、一〇五六人がハワイに移住した。 より、七二二六人がハワイに渡った。ハワイに渡った朝鮮人労働者の八四%が二○代の男性であったため、↩ 口 婚問題が懸案になった。 . サンゼルスへと次第に拡大していった。 (3) 九○七年にかけて一○○三人がカリフォルニアなどの米国本土に移り、 九〇二年から始まったハワイ移民は、 わゆる 「写真新婦」という若い女性がハワイに渡った。こうした女性らの移住は、 これを解決するために行ったのが、 一九〇五年日本の妨害により中断されるまで合わせて一三六便の移民船 写真交換による本国の女性との結婚であった。 <u>ر</u> ワイに移住した韓人労働者は、 韓人社会はホノル 米国がすべての韓人の移民を ハル、 からサンフランシスコ 九〇五年 これによ 彼らの結 から

戦争孤児の養子縁組という形で再開された。 により韓国女性の米国移住が再開され、 九四五年以降、 九二四年以降中断されていた韓人の米国移住は、 戦争孤児が五三四八人、留学やその他の移民者が三二七九人で、合計一万五〇五〇人にのぼる(②) 米国の移民法が改正される直前の一九六四年までに米国に渡った韓人は、 朝鮮戦争により生まれた戦争孤児の米国家庭との養子縁組も行われた。 つまり、 九四五年以降、 九四五年以降に韓国に駐留した米軍兵士と韓国女性との結婚 米軍の韓国駐留と朝鮮戦争による国際結婚や 米兵と結婚した女性が

戦した韓国の帰還兵の を緩和した。この新しい移民法に基づいて米国は、年間二万人の韓国人移民の受け入れを許可した。これをきっかけ 入れを厳格に制限していた移民法を改正し、「改正移民法(The 1965 Amendments)」を導入して、 ゆる「中産層移民」、およびすでに米国人との国際結婚などにより米国の市民権を獲得した人々の家族や親戚などか 経済的にも安定した中産層の人々が子供たちの教育やより自由で豊かな社会を目指して米国への移民を決心したいわ なった時、 この時期に米国に移住した韓人は数としては多くないものの、 韓国人の米国移住が本格的にスタートした。この時期に米国に移住した韓国人は、本国で高等教育を受け、 わゆる 韓国にいる家族を招聘する形で、多くの韓人が米国へ渡る足場となった。米国は一九六五年に移民の受け 「招聘移民」が多かった。 部が米国に再移住するケースも見られた。 それにドイツに鉱夫や看護師として移住していた人々やベトナム戦争に参 その後、 米国が移民を積極的に受け入れることに 移民の受け入れ条件

軍部独裁政治に反対する知識人や政治家などが米国に移住して反政府運動を展開するなど、様々な目的を持った韓人 九八〇年代以降からは、 観光ビザなどで入国して不法滞在する人々も増えた。さらに、 米国に留学した留学生や大手企業の駐在員などが帰国せずに米国で就職するケースも増 一九七○年代から八○年代にかけては韓国

### 米国居住在外同胞数

(単位:人)

		在外	外国国籍	₩≅ҍ		
	永住権者	一般滞留者	留学生	計	(市民権者)	総計
ロサンゼルス (総)	109,291	52,287	15,430	177,008	413,016	590,024
ニューヨーク (総)	56,100	67,752	20,347	144,199	209,280	353,479
シカゴ (総)	37,422	27,180	16,016	80,618	202,057	282,675
サンフランシスコ (総)	33,106	56,058	7,422	96,586	108,997	205,583
アトランター (総)	38,306	46,610	14,080	98,996	106,353	205,349
ワシントン (大)	27,837	6,640	9,518	43,999	140,684	184,683
シアトル (総)	71,311	11,270	3,144	85,725	87,162	172,887
ヒューストン (総)	40,175	16,568	8,460	65,203	78,955	144,158
ホノルル (総)	3,016	956	805	4,777	42,132	46,909
ボストン (総)	7,701	10,283	3,934	21,918	19,071	40,989
ハガニヤ (出)	1,711	2,010	348	4,069	2,230	6,299
アンカレッジー (出)	862	96	58	1,016	4,938	5,954
総計	426,838	297,714	99,562	824,114	1,414,875	2,238,989

(大):大使館 (領):領事館 (出):出張所

業文化、

未成熟な民主主義などに失望して移住

希望する人々が多い。

三~四○代の中産層であり、

韓国の教育制度や企

ほどの韓人が米国に移住した。

この時期から今現

年間二万人

主に専門職を持つ

在に至るまでの米国移住者は、

制に入ると再び米国への移住が増え、

同胞

が韓国に逆移民するなど減り続けた。

一九九七年、

韓国

が財政破綻し、

Ι

M

Fの管理体

参照:韓国外交部ホームページ(2015年在外同胞状況)

たっ

口

サンゼルス暴動」をきっか

けに一

部の在米

その後、

O

緩やかに減少し始め、

九九二年に起こっ

九八七年に頂点に達した韓人の米国

移住

はそ

た。29

が

米国に入るなど、一九六五年から一

九

九

年ま

での二五年間で約七〇万人の韓人が米国

|に移住

## 現状及び形成過程との関係

在米同胞社会を在外同胞 0) 形成過 程の 類型に当

五七 五七 従事する業種も製造業、 食品店、ビューティーサプライ、 リートであっても専門職に就く人は少なく、多くの人が小規模自営業(Self-employed Small Business:クリーニング屋 主要都市に散在している。 そのため韓国系米国 てはめてみると、 ている。 りないために単純労働や自営業などを余儀なくされた移民第一世とは違って、第二~四世の職業は多様化・専門化 とに大きく関連すると考えられる。こうしたことから在米同胞社会は、 これは在米同胞の多くが自由意志により米国への移住を決心したことや、 ると言える。 より形成されたことから して位置づけられている。二二○万人に上る在米同胞は、 一九八〇年代以降、 今の在米同胞社会の根幹をなしているのは、 契約労働者を皮切りにして、 一人は、 金融、 「経済的契約移民型」と「自発的政治亡命型」、それに「自発的経済移民型」 一九四五年以降に米国に移住した韓人の移民第一世は、たとえ本国で高等教育を受けたエ 米国の市民権者としてのプライドも高く、 韓人の政治家、医者、 コリアンレストラン、ガソリンスタンド、酒屋、衣類店など)で生計を立てた。 英語力が足 貿易、 サービス、情報通信 少数の政治亡命者が加わり、そこに大量の経済移民者が 判事、 検事、弁護士、教授、公務員、 約六○万人が暮らしているロサンゼルスをはじめ、 一九六五年以降に米国へ渡った自発的経済移民者である。 Î 分野に拡大している 彼らの国家帰属意識は米国 多民族社会の米国で模範的 米国の市民権者としての法的地位を得たこ 科学者、 一の方に傾い 金融専門家が増え な中 0) 加わることに 間少数民族と 融合型であ . ている。 (31) 米国

院」をはじめ、 在米同胞 在米同胞は、 特に一九七〇~八〇年代は、 記は韓国 植民地支配下では抗日運動を展開し、 大学や研究所などに米国の大学や研究所で勤務していた優秀な人材が派遣され、 の経済発展過程で米国 在米同胞の知識人らが韓国の民主化勢力や米国の協力者たちと連携して、 ]の先進知識と技術を韓国に提供して、 政府樹立後は祖国の発展のために尽力した。一九六〇年代以降 経済的発展に貢献した。 韓国の先端産業化を 「韓国 科学技術

の民主化運動を支援し、「民主化宣言」を引き出すのに寄与した。

の韓人会と九○○以上の韓人団体が活動している。 米国に溶け込んで暮らしているのが現状である。一方、 人コミュニティーが結成され、活動している。 育った二・三世以降は、 仕事業の支援など)も活発に行われることにより在米同胞社会と韓国との交流も拡大した。在米同胞社会では様々な韓 韓国で生まれて米国で市民権を得た移民第一世は、 民族や血統を重視しない米国社会の特徴もあって多くの在米同胞は祖国との接点を持たず、 韓国政府の在外同胞支援事業 親から祖国の言葉や文化などの教育を受けた者以外は韓人としての民族帰属意識は非常に薄 (就職教育、 ワシントンに本部を置く「米州韓人総連合会」をはじめ、全米に二一 政治力向上のサポート、 韓人としての民族帰属意識が強く残っているが、 韓国の経済発展とともに韓国との事業上の交流が拡大され 市民権取得支援、 法律相談、 韓国系米国人として 法的地位向上、僑民奉 米国で生まれ

## 六 在日同胞の形成過程と現状

### (一) 形成過程

よれば、 増殖計 あった。この時期に日本に入った朝鮮人は、留学生と少数の視察員、親日的な亡命政治家であって、公式的な統計に 一九一〇年の日韓併合後からであった。 朝鮮人が日本に渡航することになったのは、 画」(一九二○年)は、大地主への土地集約や融資の返済に苦しむ中小農民の土地離れと貧困化を促した。一方√ 一九○九年には七九○人の朝鮮人が日本に滞在していた。 日韓併合後、 一八七六年に行われた 朝鮮総督府が実施した「土地調査事業」(一九一〇年)や「産米 本格的に朝鮮人が日本に移住し始めたのは 「日朝修好条規」 (江華島条約) の締結後 いからで

日本では第一次世界大戦の恩恵を受け、 帰還したにもかかわらず、 が日本に入ってきた。一九二〇年に三万一七五人いた朝鮮人は、一九二三年の関東大震災の時に九万近くの朝鮮 一〇年後の一九三〇年には三十万人に達した。 経済が急激に成長する中、 労働力不足が生じ、 朝鮮の農村から多くの労働者

は、 業・土建会社などが日本政府から募集人員を割り当てられ、 督府は、 植民地朝鮮の貧困と日本国内の日本人労働者の供給不足がもたらした結果であった。この時期の値民地朝鮮の貧困と日本国内の日本人労働者の供給不足がもたらした結果であった。この時期の 移住を試みたが、 者を募集することであった 本土移住に関する件」を朝鮮総督府に通達して、炭鉱や鉱山で働く朝鮮労働者の募集を指示した。これにより朝鮮総 かったと思われる。 九三九年からは「募集」という形で朝鮮人を日本に連れてきた。 日本の植民地政策が農民の土地離れを促したことを認めても、個人の経済的な理由から自発的に移住した人も多 九二九年に起きた世界経済恐慌により日本経済が停滞すると日本政府は朝鮮からの渡航を制限 同年九月、 日本に滞在する朝鮮人は一九三四年には五十万人に、一九三十八年には八十万人に増えた。 「朝鮮人労働者募集及び渡航取扱要項」を発表して、 その後、 日本政府は日中戦争や太平洋戦争遂行のため、 朝鮮総督府から許可を得て総督府が指定する地域で労働 日本政府は一九三九年七月、 朝鮮人労働者を募集した。募集方法は、 朝鮮人の強制動員や強制徴用を始めた。 「朝鮮の労務者日本 朝鮮人の日本渡航 満州 地域 への 鉱

府や地方官庁に朝鮮労働者協会を置いて、 とになった。これにより約一三万人の朝鮮人労働者が募集された。一九四四年には朝鮮人に対する徴用令が公布され を設置して内務部と警察が協力して朝鮮の若者の募集にあたった。 さらに、 一九四〇年一月には、 「朝鮮職業紹介令」を公布して、 動員可能な人数を調べ上げ、 ソウルをはじめとする六つの大都市に就職 九四二 事業主からの申請に応じ、 一年からは 「官斡旋」と言われ 労働者を集めるこ 朝鮮総督 **紧紹介所** 

強制的な朝鮮人の動員が行われた。一九三九年から一九四五年までに徴用、 ○○万人を超え、 一九四五年八月の段階で二○○万人の朝鮮人が日本にいたとされている。 徴兵、 軍属などで動員された朝鮮人数は

ろが、 生活基盤があった人は帰国をためらい、日本に残ることになった。 数はもっと多いと思われる。 GHQは引揚者には所持金一〇〇〇円、 により一九三九年以降、 三二八人であった。しかし、 表によれば終戦直後から一九四六年三月までに韓国に帰還したのは、 九四五年八月、 帰還しようとしても帰還できなかった人や、帰国して再び日本に戻った人もいた。 終戦により植民地支配から解放された在日朝鮮人は、朝鮮半島への帰還を急いだ。日本政府の発 募集や徴用、徴兵の形で日本に入ってきた朝鮮人のほとんどは帰国することになった。 一九四九年五月末に韓国政府が発表した帰国者数は一四一万四二五八人であった。(፡፡) 終戦時の在日朝鮮人の人数と残留人数を比較すると、公式的に把握されていない帰還者 携帯しうる動産は二五〇ポンドとする財産制限を果たした。そのため日本に 九四万四三八人、一九五〇年までは つまり、 帰還する時 〇四万

三三三九人の在 年から一九八四年にかけて日本赤十字社と北朝鮮赤十字社によって推進された「在日朝鮮人の帰還事業」により九万 国社会が混乱に陥り、 をめぐる左右対立による政治混乱、 九四七年段階での在日朝鮮人は五九万八五〇七人であった。さらに、韓国に帰国した人の中には米国の信息 日韓間に公式な人の往来は、 在日朝鮮人の労働力や技術力を国家建設に利用しようとした北朝鮮の利害関係が合致した結果であった。 日朝鮮人が北朝鮮に帰還した。(翌) 経済状況も厳しかったため、密航などにより日本に逆流する人も多く現れた。 一九四八年に起った「済州島四.三事件」、 長い間途絶えていた。 この事業はできるだけ在日朝鮮人を国外に放出しようとした日本政府 一九六五年の日韓国交正常化により人的交流が始まった 一九五〇年の朝鮮戦争などにより韓 一方、 九五九 託統治

もの

Ó,

韓国

[からは国費留学生や一部のビジネスマン以

外の民間

人の

 $\exists$ 

本渡航は禁止されていた。

日本に韓国

か

韓

(単位:人)

### 日本国居住在外同胞数

1个国况上171710数							
		在外	外国国籍	総計			
	永住権者	一般滞留者	留学生	計	(市民権者)		
大阪 (総)	146,929	4,558	2,649	154,136		154,136	
東京 (大)	95,139	36,740	8,111	139,990		139,990	
神戸 (総)	51,915	2,216	621	54,752		54,752	
名古屋 (総)	44,196	3,065	495	47,756		47,756	
横浜 (総)	29,629	6,612	1,218	37,459		37,459	
福岡 (総)	19,784	3,167	1,559	24,510		24,510	
広島 (総)	17,431	759	391	18,581		18,581	
仙台 (総)	8,259	1,154	266	9,679		9,679	
新潟 (総)	7,278	1,273	189	8,740		8,740	
札幌(総)	4,053	520	275	4,848		4,848	
総計	424,613	60,064	15,774	500,451	355,274 (43)	855,725	

(大):大使館 (領):領事館 (出):出張所

ニューカマーによって構成されている。

参照:韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

と呼ばれる若い世代の韓人である。

彼らは一

九八〇年代

国で旅行

留学の自由化が行なわれた一九八〇年代に

入ってからである。

į )

わゆるニューカマー

(New comer)

ら本格的に旅行者や留学生が入ることになったのは、

2/M 14ED | XIBW 2 - V (2010 | ED) | 1442-4 (10

以降、

事をしている人やビジネス目的で日本に渡った人とその

日本に留学した後も帰国せずに日本に滞在して仕

のように在日同胞社会は、

才

1

ル

F

カマ

ーと一九八〇年代以降

に日本に入っ

た

配偶者や子供、

日本人と結婚した韓国人などである。こ

戦前・戦後期に日本に入った

## 現状及び形成過程との関係

への移住、一九三九年以降の募集型の労働力動員、それ日本の植民地政策の結果生じた農地離れの農民らが日本在日同胞社会は、一九一〇年代以降一九四五年までは

マー に一九四四年からの徴用や徴兵などの強制動員、 により形成された。こうしたことから在日同胞社会の移住類型は、 終戦直後の密航などの形で逆流、そして一九八〇年以降のニューカ 「非自発的動員型」 と「自発的経済移民型」

一融合型であると言える

直し規定」により、 こととし、三代目以降については二五年後に再協議することとした。これによって在日同胞の法的地位は不安定なも について定めた日韓両国 や指紋押捺が義務付けられた。 独立すると、 が多く、 のになり、出入国、 れた。これは国外退去に該当する事由が他の外国人と比べて大幅に緩和されたもので、資格は二代目まで継承できる 戦後、 特に焼肉屋に代表される飲食業、パチンコ、小規模不動産会社などに集中した。 一九四七年に日本政府は 旧植民地出身者は国籍選択の余地を与えられず、 就職、 外国人として管理するようになった。一九五二年、サンフランシスコ講和条約が発効して日本が .政府間の協定(日韓法的地位協定)により在日韓国人に「協定永住」という在留資格が認めら 金融、 一九六五年、 社会保障など様々な差別を受けるようになった。そのため在日同胞の職業は自営業 「外国人登録令」を発布し、在日朝鮮人を日本国民の枠から排除し、 日韓基本条約締結に伴い締結された在日韓国人の法的地位 日本国籍やその他の権利を失い、 外国 |人登録 ί, わ (協定永住) ゆる 証 0) 見

て一本化された。 撤廃 住が朝鮮籍 こうした日本政府や日本社会の差別に対して一九七七年からは「在日本大韓民国居留民団 「入管特例法」により三代目以降にも同様の永住許可を行いつつ、 権益擁護運動」 (北朝鮮籍ではなく実体のない一九一〇年以前の朝鮮籍)、 指紋押捺制度は一九九二年に特別永住許可者にのみ廃止され、一九九九年に全面廃止された。(④) が開始され、指紋押捺反対や在日韓国人の参政権獲得運動も始まった。 台湾籍の永住者も合わせて「特別永住許可者」とし 同時に韓国籍のみが対象となってい その結果、 (民団)」主導で 一九九一年 た協定永 差別

日同 代わりにニューカマーの数が増加してい ごろから多くの 在日同胞が韓国 朝鮮半島で南北分断と朝鮮戦争が起きて南北の対立が激化すると、 民団と総連を支持する在日同胞はほぼ半分されていたが、 胞が北朝鮮に帰還したことや、 前者は民団を、 在日 |籍に移籍したり総連を脱退したりした結果、 同 胞が日本に帰化して日本の韓人社会で特別永住権を持つ在日同胞が占める割合は年々減り続け 後者は 韓国の経済成長と民主化の進展、 「在日本朝鮮人総連合会(総連)」 、 る。 一九五九年以降、北朝鮮を支持する一〇万人近くの在 総連の勢力は弱体化しつつある。 を組織して、 在日同胞社会は、 それに北朝鮮の世襲独裁政治に失望した総連系 互いに対立した。 韓国と北朝鮮を支持する勢力 一方、一九八〇年代 解放以降の混る

した人々らによって構成されている。 同胞社会は韓国籍の特別永住権者と朝鮮籍の特別永住者、それに一般永住権者、それに留学生やビジネス目的で入国 ンが形成されていて、 在日同胞の多くは大阪や関西地方に居住してい 東京の新大久保あたりにはニューカマー中心のコリアンタウンが形成されている。 、 る。 大阪の生野区の鶴橋市場に代表される日本最大のコリアンタウ 現 在 の在日

ていく「日本人志向」に変わり、 をかなり残っている。 特別永住権者を中心とした在日同胞の民族帰属意識は、 祖国に帰りたいという に変わりつつも、 日本に継続して定住することが前提になってきた第二世は、 ところが、 第 「祖国志向」 世の体験を間接的に体験し、 祖国に対する国家帰属意識も民族帰属意識も次第に薄くなりつつある。 第三・四世になると祖国との接点がなくなり自然的に日本人としての生き方に慣れ で、 民族帰属意識は言うまでもなく強い。 自分のルーツをごく身近に感じることにより民族帰属意識 世代によって異なる。朝鮮半島で生まれ育った在日第一 日本社会で適応して生きていくという 日本で生まれ育ち、 日本語を母語 特記すべき 「日本生活 世

### 韓国朝鮮人の帰化者推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
帰化者数	9,689	8,531	8,546	7,412	7,637	6,668	5,656	5,581	4,331	4,744

:日本法務省ホームページ (帰化許可申請者数等の推移)

る。 他的 祖国 日本の植民地支配の副産物として生まれた このように在日同 体験プログラムなどを企画しているが、 な外国人政策、 民団や総連を中心にそれぞれの国家帰属意識や民族帰属意識を高めるために言語や伝統文化、 それに、分断され対立する祖国の現実に失望したことも影響していると思われ 一胞の主体性の混乱は、 在日同胞社会が自由意思により形成されたのではなく、 「非自発的動員型」移住であったことや、 在日同胞の祖国 民族意識離れを止めることは限界に 日本政府の排

ことは三・四世の「日本人志向」は日本社会への帰属意識とは異なる。

したりする道を選ぶ人も増えている。

ら常に主体性の混乱を経験している。

その結果、

日本にも祖国にも国家や民族帰属意識が感じないことか

彼らは日本人と違う名前

一部の人は日本式の通名を使ったり、

日本に帰化

らも部外者としての自分を意識しながら、

達しているのが現状である。

主化を支援した。 済発展に貢献し、 治面で韓国を様々な形で支援してきた。一九七○年代は在日同胞企業家による韓国投資が韓国 在 日同胞は、 戦後、 同時期に一 李承晩政権から冷遇されたにもかかわらず、 部の在日同胞は日本の良心的な知識人や市民団体と連携して韓国 日韓国交正常化以降は経済 の民 の経

政

在 日同胞のコミュニティーとしては民団と総連があり、

であって共同事業やイベントなどは行われていない。(&) に結成した「在日韓国人連合会」も活動しているが、 新旧 ニュ コミュニティ 1 力 マ 1 1 が の交流は儀礼的なレベル 中 心になって二〇〇 年

現在の在日同胞社会は、 そこから自分らの居場所や権利を保っていくかを課題として挙げている。⑷ かつての権利闘争や権利獲得の時代とは違って、日本社会の一員としていかに日本社会に

### 七おわりに

以上で見たように、韓人在外同胞社会の形成過程での相違と居住国の対応や思惑によって中・米・日三ヶ国に居住

する韓人在外同胞の現状がそれぞれ異なっていることが分かった。

的配慮が主な要因であったと考えられる。 中国公民としての国家帰属意識が高く、韓人としての民族帰属意識も強い。こうした結果は、 の自発性に加え、中国政府がいち早くから在中同胞を中国人の一員として認めたこと、および少数民族に対する政策 部の「非自発的動員」移住に「自発的経済流民」と「自発的経済移民」が主流になって形成された在中同胞は、 在中同胞の移住過程で

くなりつつあるのも特徴である。 ことや多様な人種と民族を米国人と受け入れる米国の移民政策に後押しされ、米国の市民権者としてのプライド く、米国人としての国家帰属意識も強い。米国人としての国家帰属意識が高い反面、 経済的契約移民」と「自発的政治亡命」、「自発的経済移民」により形成された在米同胞は、 韓人としての民族帰属意識は薄 自発的な移住である · が 高

その結果、 う法的地位の不安定さや日本社会からの差別などにより日本に対する国家帰属意識はもちろん、社会帰属意識も薄い。 非自発的動員型」 長い間日本と在日同胞社会は、共生・協力関係ではなく対立・葛藤の関係が続いていた。こうした結果は 移住を根幹として「自発的経済移民型」 が加わる形で形成された在日同胞は、 特別永住者とい

日本政府の外国人政策と在日同胞 の形成過程での非自発性という要因が大きく影響していると思われる。

同胞の力を集中・ 日同胞コミュニティーの司令塔的な役割を果たしている。これは、法的地位など権利や権益を勝ち取るためには在日 移住者が多く、居住国から公民権や市民権が認められた中国や米国では多様な分野で多様な目的を持った在外同胞 などにより民団と総連の機能低下が著しくなり、 ミュニティーが結成され、 在 外同 胞 の形成過程での居住国の対応が在外同胞コミュニティーの性格に影響を与えたことも分かった。 統一する必要があったからである。ところが、 盛んに活動している。 これが両組織から在日同胞の離脱を加速化させる原因にもなってい 一方、 在日同胞の場合は、 時代の経過や日本政府の在日同胞に対する処遇改善 民団と総連という巨大組織が存在して在 自発的 な

る。

が維持されたからであると思われる。 国に入り始めた一九四五年以降、 と新韓人社会が寸断された形で共存している。 中国や日本の場合は、一九八〇年代以降に移住した新韓人とそれ以前に移住した韓人との関わりが弱く、 コミュニティーに溶け込む形でメンバーに加わり、新旧移住者の間の寸断が見られない。 在外同胞社会における新旧コミュニティーの繋がりや協力関係は、 数の差はあったものの、 在米同胞の場合は、新しく移住する韓人がスムーズに既存 絶え間なく韓人の米国入りが続き、こうした移住 移住の継続性との関連性が強いことが分かった。 これは、 本格的に韓人が米 旧韓人社会 の在米同胞  $\overline{O}$ 継続性

在外同胞社会と韓国との関係では、 在外同胞形成期の朝鮮半島や朝鮮半島をめぐる国際情勢、 本国と居住国との親

疎関係、そして居住国の国力が影響している。

在中同胞と韓国との関係は 一九四五年以後朝鮮半島の分断と、 中国も参戦した朝鮮戦争により断絶され、 在 中同

での結びつきはなく、 胞と韓国は互いに影響を及ぼしあうことができなかった。一九九○年代以降になって交流が始まったものの、 なっている。 朝鮮族労働者の韓国入りや延辺地域に対する韓国企業の投資など、 経済面での交流が中心に 政治面

主義発展に影響を与えているだけでなく、南北分断解消の代案としても期待されている。 国の民主化に大きく貢献した。現在においても在米同胞の先進民主主義の経験や多元的な価値観などは、 を貸した。加えて、軍部独裁など韓国政治に失望して米国に移住した知識人らによる民主化運動に対する支援は、韓 在米同胞は、 戦後、 同盟国に基づく友好的な米韓関係を背景に米国での定着を果たし、 韓国の経済発展に大きな力 韓国の民主

部の知識人は韓国の軍部独裁に反対する韓国内の民主化勢力を支援し、韓国の民主化の一助となった。 朝鮮を支援し、民団系は企業の投資や技術などを韓国企業に提供して韓国の経済発展を支えた。一方、 行った。 の経済成長とともに韓国との交流が主流を成すことになった。総連系の在日同胞は個人や団体の送金などを通じて北 朝鮮半島の分断状況がそのまま反映された在日同胞社会は、民団系と総連系に分かれてそれぞれの祖国と交流を 戦後直前から一九七○年代半ばまでは、北朝鮮との交流が盛んに行われたが、一九七○年代後半からは韓国 在日同胞の一

今後はこうした研究結果をふまえてそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索して見る。 以上、 中国 米国、 日本における在外同胞社会の形成過程と現状を鳥瞰してその関連性や特徴などを明らかにした。

- 1 ここでの韓人は韓民族 (朝鮮民族) の血統を受けついだ人々やその子孫を総称する。
- 2 韓国外交部ホームページ(http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp 検索日:二〇一五年一二月二三日)

- 3 的や活動を前提として在外同胞の人々により結成された組織や団体を意味する。 ここで言う「在外同胞コミュニティー」は、すべての在外同胞を構成人とする「在外同胞社会」の概念ではなく、
- 4 在外同胞関連業務を担当している外交部傘下の公共機関である。一九九七年に設立された。
- 5 イムチェハン・ジョンヒョンゴン『在外韓人とグローバルネットワーク』ハンウルアカデミー、二○○六年、七○─七五

頁 (韓国語)

- 6 まりとするものもある(ソンチュンイル、「中国朝鮮族共同体の過去と現在、未来」、ソンシン女子大学東アジア研究所主催 『在中同胞、 研究者の中には、一七世紀半ばのモンゴルの高麗侵略の時に戦争捕虜として強制に中国に連れ去れた韓人を在中同胞 朝鮮族、それから韓中関係』 国際学術大会、二〇一一年、三一頁。イジョンミ『朝鮮族同胞社会の現状と発展方 の始
- 7 向 在外同胞財団、二〇一〇年、一頁)(韓国語 中国の東北地方は清朝を建国した満州族の発祥地として神聖なところとされ、外部人の流入と開拓が禁じられていた。
- 8 ジョンビョンチル『二〇世紀中国朝鮮族二〇大事件』環境工業出版社、 一九九九年、 一六頁 (韓国語
- (9) イジョンミ、前掲書、一頁(韓国語)
- (1) ジョンビョンチル、前掲書、一七頁(韓国語)
- (11) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、一九〇頁(韓国語)
- (12) 同右、一九一頁(韓国語)
- (13) イジョンミ、前掲書、一頁(韓国語)
- (4) イグァンギュ、『在中韓人』一朝閣、一九九四年、二一―二四頁(韓国語)
- 15 オーラム『中国朝鮮族社会の現状と歴史的課題』二〇一二年一月二一日、 崔学松、「現代中国の国民統合の中の朝鮮族社会―アイデンティティの変容を中心に―」法政大学第二二回韓国人研究者 五頁
- 16 ジョンヨンクック、『韓国の在外同胞政策に関する研究』国民大学博士論文、二〇一三年、 一一〇頁 (韓国 語
- (17) 韓国日報、二〇一五年一二月一九日(韓国語

- ジョンヨンクック、前掲書、一一二頁 (韓国語)
- 19 韓国日報、 二〇一五年一二月一九日 (韓国語)
- 崔学松、 前掲書、
- 21 20 在外同胞財団ホームページ(http://www.korean.net/portal/PortalView.do? 検索日:二〇一六年一月一七日)
- 延辺韓国人(商)会ホームページ(http://homepy.korean.net/~yanbian/www/ 検索日:二○一六年一月二六日)
- 23 二〇一五年八月一五日から二四日までに筆者が北京、上海、延辺、青島で行われた韓人会関係者との面談から得られた証
- 24 米州韓人総連合会ホームページ(http://www.koreanfedus.org 検索日:二○一六年一月一七日)

チェヒョップ・バクチャンウン『世界の韓民族(三)米国・カナダ』統一院、一九九六年、四一―四四頁

米州韓人総連合会ホームページ(http://www.koreanfedus.org 検索日:二○一六年一月一五日

26

言

- ギュ『米州韓人移民百周年史』米州韓人移民百周年記念事業会、二〇〇二年、四三八頁(韓国語 市民権者の配偶者と未婚の子供、②永住権者の配偶者と未婚の子供、③専門職の従事者と芸術・科学分野の特技者、④米国市 民権者の既婚子供、⑤市民権者の兄弟、⑥米国が必要とする一般就業移民、⑦共産主義国家からの避難民、である。イグァン 米国は人種差別的な移民法を改正して、家族関係や技術、資質に優先権を与える原則へと修正した。主な内容は、①米国
- 米州韓人総連合会ホームページ(http://www.koreanfedus.org 検索日:二○一六年一月一七日)
- ス市警の警官への無罪評決が下されると、評決に怒った黒人たちが暴徒と化し、ロサンゼルス市街で暴動を起こした。この暴 で多くの韓国人商店が襲撃され、大きな被害を被った。 一九九一年三月、黒人青年が高速道路で白人警察官に集団暴行を受ける事件が起こったが、一九九二年四月、 ロサンゼル
- チェヒョップ・バクチャンウン、『世界の韓民族』統一院、 一九九六年、一二一——二六頁
- 二〇〇八年八月に行った米州韓人総連合会関係者との面談から得た情報

- 韓国外交部ホームページ(http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp 検索日:二〇一五年一二月二三日)
- (34) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇二頁(韓国語)
- (35) 同右、二〇二—二〇三頁(韓国語)
- 36 韓日民族問題学会『在日朝鮮人、彼らは誰絵なのか』サンイン、二〇〇三年、七六頁
- (37) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇七頁(韓国語
- 38 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人歴史と現在』岩波書店、二〇一五年、一一九頁
- (3) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇八頁(韓国語
- (40) 同上、二〇九頁(韓国語)
- 41 翼青年団などが虐殺した事件で、三万人近くの島民が犠牲になったとされている。 一九四八年四月三日に済州島で起こった島民の蜂起事件。米軍政や韓国警察に対する不満に抗議する島民を韓国警察と右
- <u>42</u> 在日本大韓民国民団ホームページ(http://mindan-tokyo.org/bbs/top.php 検索日:二〇一六年一月一六日)
- (43) 帰化者
- を外国人とみなす」昭和二二年五月二日、外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集、朝鮮人、台湾人、琉球人関 外国人登録令第一一条「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これ
- 45 頁 田中宏、 金敬得編 『日・韓「共生社会」の展望-−韓国で実現した外国人地方参政権』、新幹社、二○○六年、二五─三六
- 46 しかし、二〇〇六年からは入国する外国人に指紋採取と顔写真撮影を義務づける改正入管法が発効した。
- 47 例えば、 当時軍事政権から死刑宣告を受けた金大中氏の救命運動を展開して貫徹させた。
- と二〇一六年二月八日に行った在日本韓国人連合会の関係者との面談から得た情報)。 互いに行事やイベントに招待したりはしているが、共同事業や機関を作って協力することはない(二○一五年九月二○日

(49) 二〇一五年九月一二日に行った民団関係者との面談から得た情報。

この論文は平成二六年度法学部国外派遣研究の成果物である。